

# 地方分権 関係省庁ヒアリング資料

【提案事項】

効率的な橋梁点検を可能とする点検手法・頻度等の弾力化・事務の簡素化

国土交通省 道路局  
国道・防災課  
平成29年10月19日

# 1次ヒアリング時の意見及び2次ヒアリングに向けての意見

## <1次ヒアリング時の意見>

- 平成30年度までに一巡目の橋梁点検が完了しない地方公共団体があるのではないか。
- ある地方公共団体では、橋梁点検業務を受注するコンサルタントが不足しているとの声がある。

## <2次ヒアリングに向けての意見>

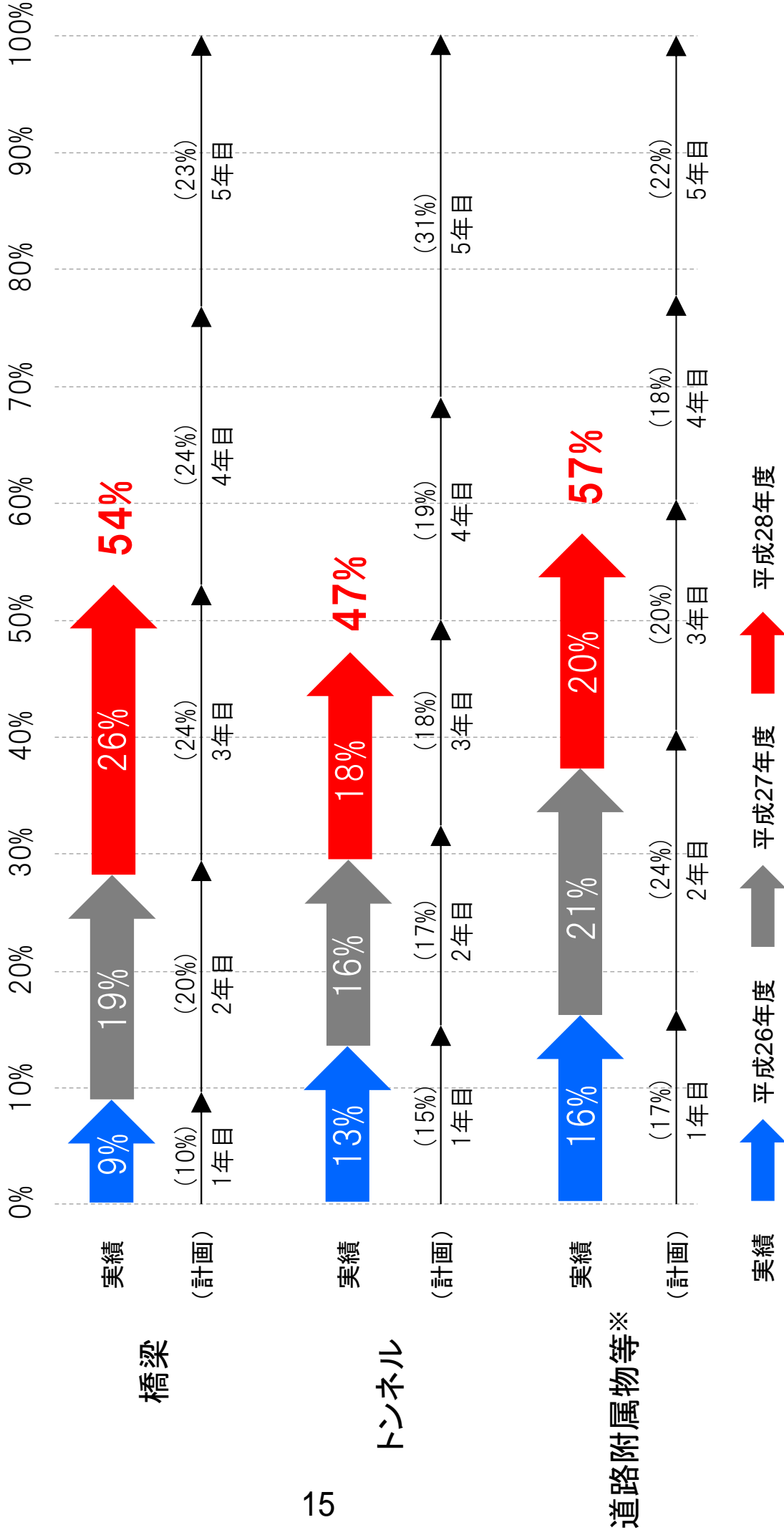
- 地方公共団体に対して、技術面、体制面、財政面にわたり、十分な援助措置をとるべきではないか。
- 健全性に応じた点検頻度の緩和等の柔軟な対応が行えるよう、平成30年度中に運用の見直しを行うべきではないか。

- ✓ 平成26年度～平成28年度の3年間で、全体の約54%にあたる約40万橋の点検を実施。
- ✓ 市町村における平成27年度、平成28年度の橋梁点検業務約4,700件のうち、不調・不落が8件発生したが、コンサルタントの不足による不調は確認されていない\*。
- ✓ 平成30年度までの点検一巡に向け、引き続き地方公共団体に対し、職員を対象とした研修(技術面)、都道府県による地域一括発注(体制面)、防災・安全交付金による支援(財政面)等を実施。
- ✓ 点検頻度については、十分な点検データが蓄積された段階で、専門家による委員会等において、国民の安全確保を前提に慎重な審議・検討を行う必要があるが、現時点で点検頻度の緩和等の方向性やスケジュールを示すことは困難。

※道路メンテナンス会議を通じて把握

# 橋梁、トンネル等の点検実施状況

- 平成26～28年度の点検実施状況は、橋梁54%、トンネル47%、道路附属物等※57%と着実に進捗。
- これらの点検結果を踏まえ、引き続き老朽化の進行度合い等に関する技術的知見を蓄積。



## 地方公共団体への支援①

### 点検に関する講習(技術面)

- 地方公共団体等の職員を対象に、技術レベルに合わせた研修を実施。(平成26年度～)
- 法令に基づく定期点検及び補修・補強工法選択の判断に必要な基礎的知識・技能の取得を目的とした初級研修は平成26～28年度で約3,400名が受講。(平成26年度から5年間の目標人数：5,000人)

### 地域一括発注(体制面)

- 市町村の不足・技術力不足を補うため、市町村の点検・診断の発注事務を都道府県が一括して実施。
- 平成28年度は、605市町村(38道府県)が地域一括発注を活用。
- 地域一括発注を活用した市町村の平成28年度の点検実施率は、地域一括発注を活用していない市町村の点検実施率の約1.3倍。

## 地方公共団体への支援②

### 防災・安全交付金による支援(財政面)

- 省令・告示に基づく定期点検、個別施設ごとの長寿命化計画の策定に対し特に重点的に配分。
- 点検を計画的に実施している地方公共団体が行う修繕・更新・撤去に対し特に重点的に配分。

### 道路メンテナンス会議(技術面・体制面)

- ㊦ 老朽化対策に関する課題等を関係機関で継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、平成26年7月までに全都道府県に設置。
- 構成員：国、高速道路会社、都道府県・政令市(道路公社含む)、市町村(特別区含む)の各道路管理者

介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を認めるもの。

従来から一定の条件の下にたんの吸引等を実施していた者については、本制度の下でも実施できるために必要な経過措置が設けられている。

### 実施可能な行為

たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為  
 であって、医師の指示の下に行われるもの

保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、  
 たんの吸引等を行うことを業とすることができる。

具体的な行為は以下のとおり

- ・口腔内の喀痰吸引
- ・鼻腔内の喀痰吸引
- ・気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・経鼻経管栄養

### 介護職員等の範囲

介護福祉士

介護福祉士の養成カリキュラムの中で、医療的ケアの講義及び演習  
 を実施し、実地研修を修了した行為を介護福祉士登録証に記載

介護福祉士以外の介護職員等

一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定

認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

### 登録研修機関

たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録

(全ての要件に適合している場合は登録)

登録の要件

基本研修、実地研修を行うこと

医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事  
 研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合

登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、  
 改善命令等を規定

### 登録事業者

自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、  
 事業所ごとに都道府県知事に登録

(全ての要件に適合している場合は登録)

登録の要件

医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

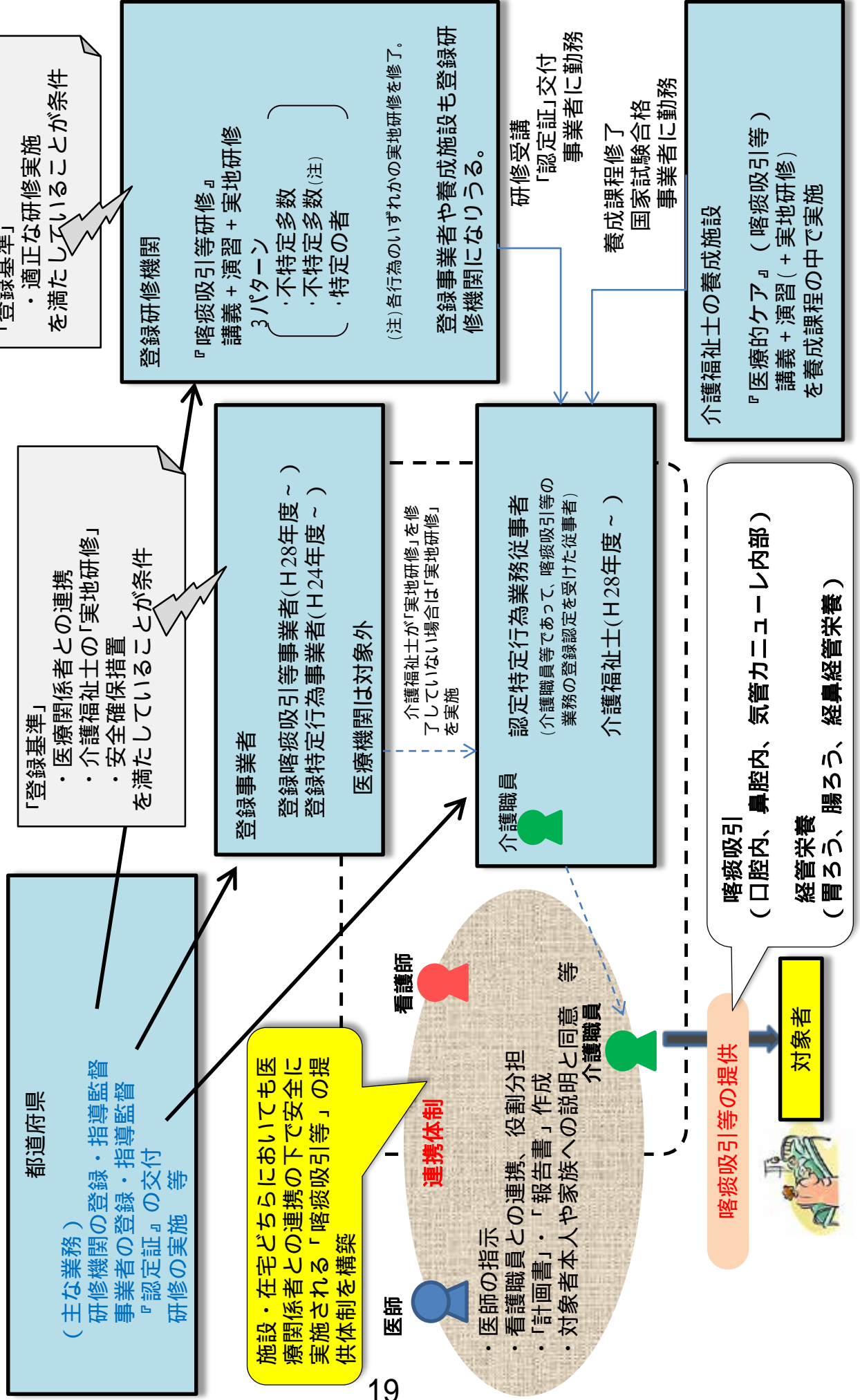
登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等を規定

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- ・ 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
- ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
- ・ 特別支援学校

医療機関は対象外

# 制度（喀痰吸引等）の全体像（概要）

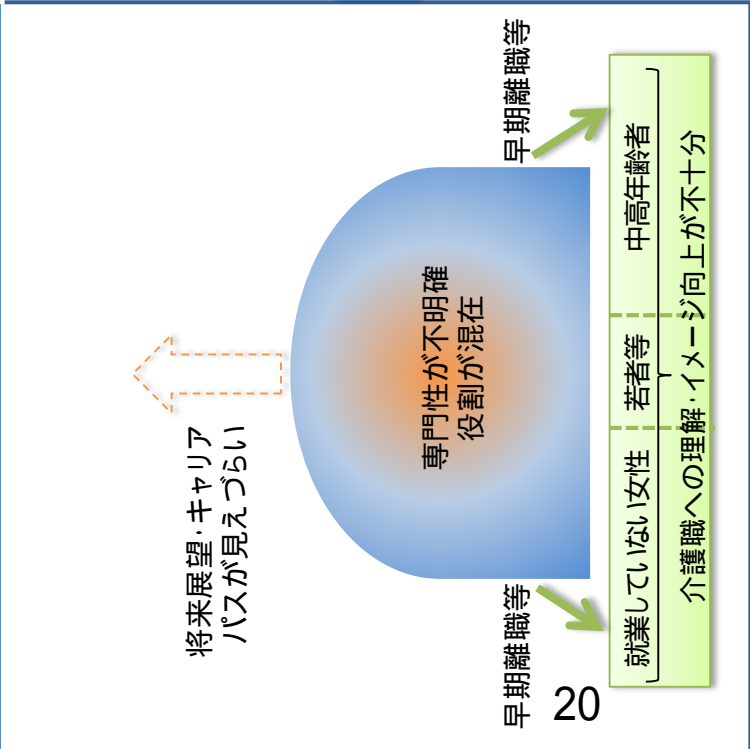


# 介護人材確保の目指す姿

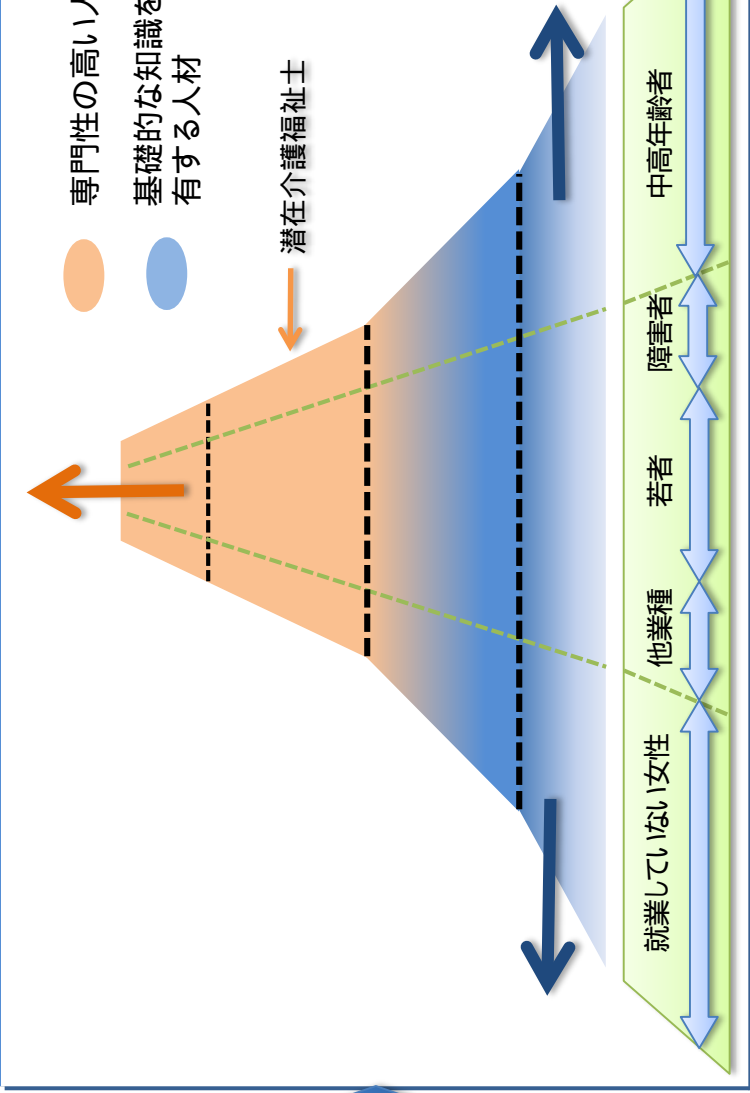
～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～

重点19-①：介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修の受講時間」短縮し（厚生労働省）

## 現状



## 目指すべき姿



転換

参加促進	1. すそ野を広げる	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参加促進を図る
労働環境・処遇の改善	2. 道を作る	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する
資質の向上	3. 長く歩み続ける	いったん介護の仕事についての定着促進を図る
	4. 山を高くする	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す
	5. 標高を定める	限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める



# 介護人材確保の主要施策

## 目指すべき姿

## 主要施策

### 参入促進

1. すそ野を広げる  
～多様な人材の参入促進を図る～

- ・ 介護の3つの魅力(楽しさ・深さ・広さ)の情報発信によるイメージアップ
- ・ 高校教師・親の理解促進、地域志向型の若者の掘り起こしの強化
- ・ 中高年齢者の地域ボランティア参画等の促進
- ・ 他産業からの参入促進を図るため、通信課程を活用
- ・ 福祉人材センターの機能強化(サテライト展開やハローワークとの連携等)

【予算】  
【予算】  
【予算】  
【法令】  
【法令】

### 2. 道を作る

～キャリアパスを構築する～

- ・ 資格取得の支援(実務者研修の受講期間の柔軟化等)
- ・ 離職した介護福祉士の届出制度創設と再就業支援対策の強化
- ・ 介護人材のキャリアパスシステム整備の推進
- ・ 代替職員の確保等による研修機会の確保

【法令】  
【法令】  
【報酬】  
【予算】

### 労働環境・待遇の改善

3. 長く歩み続ける  
～定着促進を図る～

- ・ 介護人材1人当たり月額1万2千円相当の賃金改善
- ・ 人材育成に取り組む事業所の認証・評価の実施による取組の「見える化」の推進
- ・ エルダー・メンター制度の導入支援による早期離職の防止
- ・ 事業所内保育所の運営支援による出産・育児との両立支援
- ・ 雇用管理改善の推進(介護ロボット導入支援やICTの活用等)
- ・ 社会福祉施設職員等退職手当制度を見直しによる定着促進

【報酬】  
【予算】  
【予算】  
【予算】  
【予算】  
【法令】

### 4. 山を高くする

～継続的な質の向上を促す～

- ・ 介護福祉士の資格取得方法の見直しによる資質向上
- ・ 介護福祉士の配置割合の高い施設・事業所に対する報酬上の評価
- ・ マネジメントや医療的ケア・認知症ケアなどの研修の受講支援

【法令】  
【報酬】  
【予算】

### 5. 標高を定める

～人材の機能分化を進める～

- ・ 限られた人材を有効に活用するため、その能力や役割分担に応じた適切な人材の組合せや養成の在り方を検討
- ・ 介護福祉士養成カリキュラムの改正等
- ・ 未経験者等に対する入門的な研修等の構築

(検討)  
(検討)  
(検討)

## 国・地域の基盤整備

- ・ 国が示す人材確保のための「基本的な指針」の対象を介護サービス全般へ拡大
- ・ 地域の関係主体が連携する場を構築し、人材確保のプラットフォームを創設

【法令】  
【予算】

# 実務者研修の円滑な実施について

受講者本人及び施設側の負担を軽減する措置をこれまで行ってきたことに加え、より一層の環境整備を図った上で、平成28年度から施行。

## 【平成19年改正】

実務経験ルートにおける受験資格として、理論的・体系的な知識・技能を学ぶため「実務者研修」(6月以上、600時間)を義務付け  
 【平成23年改正～】(28年度より実施)

### 実務者研修の負担軽減

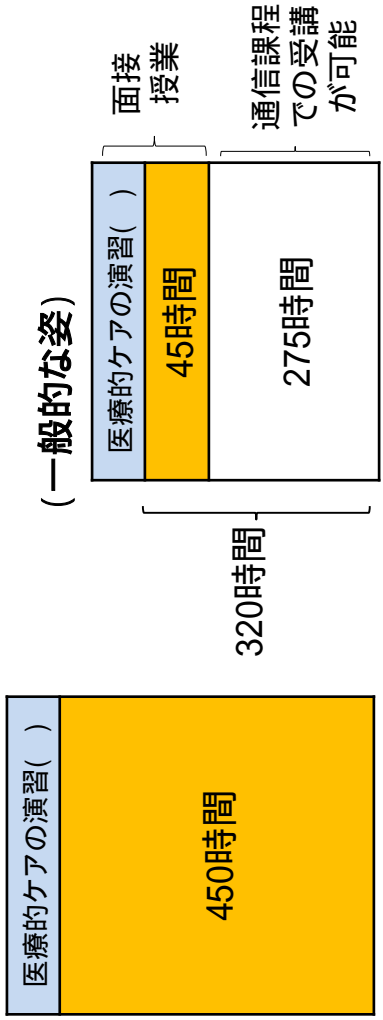
受講時間の短縮(600 450時間へ)、既に履修した科目の読み替えができる仕組みの導入、通信課程の活用等  
 介護事業者が「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇い上げるための費用を助成する仕組みを創設(24年度から)  
 (受講者1人あたり平均25.6万円を助成(実績))

## 【H19改正】



## 【H23改正】

初任者研修等の受講歴に基づき、450時間全てを受講する必要のある者は少なく、320時間の受講が平均的な姿勢  
 通信課程の活用により、320時間の受講のうち、275時間は通信での習得が可能  
 ・H29.4現在、実務者研修の総定員数約46万人のうち、通信課程の定員は約44万人(約9割)



「医療的ケアの演習」は、回数が設定されている(例:「口腔内の喀痰吸引」が「5回以上」等)

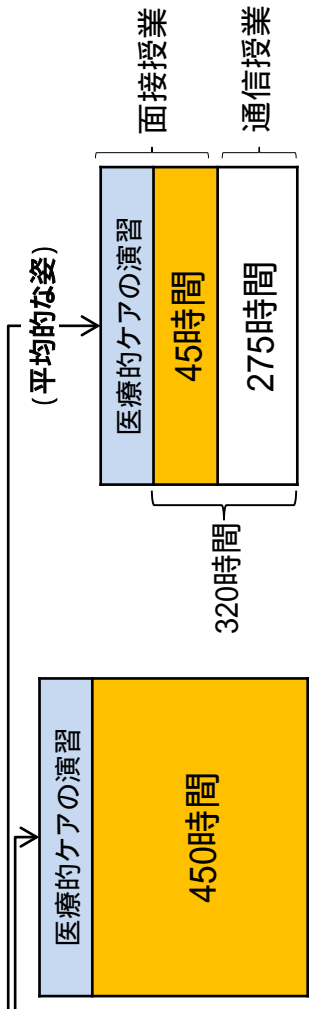
# 実務者研修の受講のための負担軽減策

働きながらも、可能な限り負担を軽減した形で、実務者研修を受講し、介護福祉士資格の取得ができるように、**他研修で履修済の科目の受講免除(450 320時間)や通信課程の活用、受講費用の貸付(返済免除付き) 研修受講者の代替要員の雇上げ**を実施している。

## 【 他研修で履修済の受講免除や通信課程の活用 】

450時間の実務者研修について、他の研修を履修している場合には、その内容に応じて、一部科目の受講を免除。

研修名称	原則 (実務者)	介護職員初任者	訪問介護員 1級	訪問介護員 2級	訪問介護員 3級	介護職員基礎	その他 ・認知症実践者研修 ・喀痰吸引等研修
受講時間	450	320	95	320	420	50	認知症の理解 ・ や医療的ケアを免除



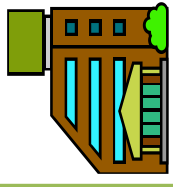
- 23 初任者研修等の受講歴に基づき、450時間全てを受講する必要のある者は少なく、320時間の受講が平均的な姿
- ・ 実務者研修の総定員約11万人のうち、通信課程の定員は約10万人(約9割) (H26.4現在)

## 【 受講費用の貸付 (返済免除付き) 】

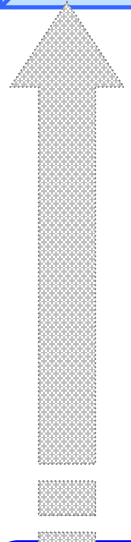
実務者研修受講費用20万円 (上限)

・ 実施主体都道府県又は都道府県が適当と認める団体 補助率：国9 / 10相当 (定額)

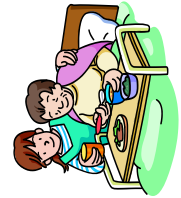
**2年間、介護福祉士として継続して従事**



**介護福祉士を目指す  
介護現場で働く者**



**修学資金の返済を  
全額免除**



【介護の仕事】

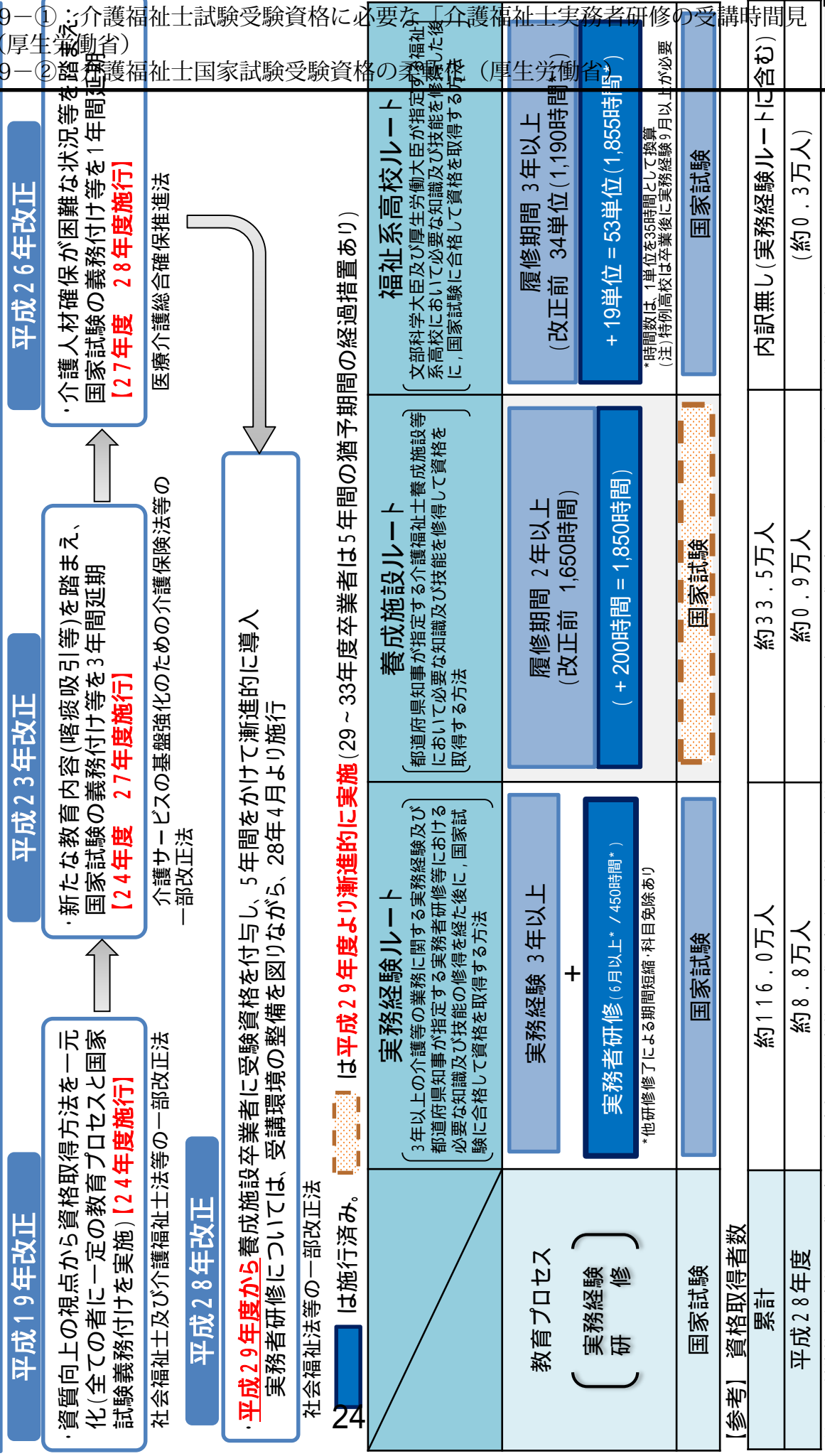
## 【 研修受講者の代替要員の雇上げへの経費助成 】

地域医療介護総合確保基金で代替要員の雇上げ経費を支援。(国費補助率2/3)

# 介護福祉士資格取得方法の一元化の経緯について

182・232番

介護ニーズの多様化・高度化の進展に対応できる資質を担保し、社会的な信頼と評価を高める観点から、一定の教育課程を経て国家試験の受験資格を得た上で、国家試験により修得状況を確認する、という2つのプロセスを経ることが必要。



注1) 累計資格取得者数は平成28年9月末時点の登録者数、平成28年度の資格取得者数は平成27年9月末から平成28年9月末までの登録者の増加数を記載している。  
 注2) 福祉系高校ルートは実務経験ルートの資格取得者数に含むが、参考として、単年度増加数については平成28年3月発表の国家試験合格者数を記載している。

# 介護福祉士の各資格取得ルートの学習カリキュラム比較

182番

実務経験ルート(実務者研修)

養成施設ルート

福祉系高校ルート

教育内容	時間数
人間と社会	40
人間の尊厳と自立	5
社会の理解	-
社会の理解	5
社会の理解	30
介護	190
介護の基本	10
介護の基本	20
コミュニケーション技術	20
生活支援技術	20
生活支援技術	30
介護過程	20
介護過程	25
介護過程 (スクーリング)	45
こことからだのしくみ	170
発達と老化の理解	10
発達と老化の理解	20
認知症の理解	10
認知症の理解	20
障害の理解	10
障害の理解	20
こことからだのしくみ	20
こことからだのしくみ	60
医療的ケア	50
合計	450

教育内容	時間数
人間と社会	240
人間の尊厳と自立	30以上
人間関係とコミュニケーション	30以上
社会の理解	60以上
人間と社会に関する選択科目	-
介護	1,260
介護の基本	180
コミュニケーション技術	60
生活支援技術	300
介護過程	150
介護総合演習	120
介護実習	450
こことからだのしくみ	300
発達と老化の理解	60
認知症の理解	60
障害の理解	60
こことからだのしくみ	120
医療的ケア	50
合計	1,850

科目	単位数	(参考) 時間換算*
人間と社会	8	280
社会福祉基礎	4	140
人間と社会に関する選択科目	4	140
介護	37	1,295
介護福祉基礎	5	175
コミュニケーション技術	2	70
生活支援技術 (医療的ケアを含む)	10	350
介護過程	4	140
介護総合演習	3	105
介護実習	13	455
こことからだのしくみ	8	280
こことからだの理解	8	280
医療的ケア	-	(50)
合計	53	1,855

重点19②: 介護福祉士国家試験受験資格の柔軟化 (厚生労働省)

\*1単位を3.5時間として換算